

# 青森県報

第三千七百四十七号

平成二十五年  
九月二十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出.....	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出.....	( 同 )	一
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	( 同 )	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出.....	( 同 )	二
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....	(商工政策課)	二
右 同.....	( 同 )	三
右 同.....	( 同 )	三
右 同.....	( 同 )	四
右 同.....	( 同 )	四
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可.....	(西北地域 民 局)	四

## 告 示

## 示

青森県告示第六百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 ケア	青森市長島三丁目一	訪問介護	ピリッセン	八戸市八幡	平成 二五・七・九	平成 二五・九・三〇
株式会社 ケア	青森市長島三丁目一	訪問看護	ピリッセン	八戸市八幡	"	"
株式会社 ケア	青森市長島三丁目一	福祉用具貸与	ピリッセン	八戸市八幡	"	"
株式会社 ケア	青森市長島三丁目一	特定福祉用具販売	ピリッセン	八戸市八幡	"	"
医療法人 済寿会	黒石市寿町四三の三	通所リハビリ	医療法人 済寿会	黒石市寿町四三の三	二五・八・二	二五・一〇・一

青森県告示第六百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 オーリーフ	名称	主たる事務所 の所在地	名称	所在地	廃止の届 出年月日	廃 止 日 止
七ヶ 吠三 の三		三戸郡階上町 大字道仏字 三耳	居宅介護支 援事業所	三戸郡階上町 大字道仏字 二五	平成 二五・四一〇	平成 二五・五二〇

青森県告示第七百号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三條の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があつたので、同法第百十五條第二号の規定により公示する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人済 寿会	名称又は 名	主たる事務所 の所在地又は 住所	名称	所在地	辞退の届 出年月日	辞 退 日
三の三		黒石市寿町四	医療法人済 リニツク	黒石市寿町四 三の三	平成 二五・八二二	平成 二五・一〇一

青森県告示第七百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の五第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第百十五條の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 済寿会	株式会社 ケア ピリーブ	株式会社 ケア ピリーブ	株式会社 ケア ピリーブ	株式会社 ケア ピリーブ	氏名又は 名	主たる事務所 の所在地	介護予 防サー ビス業 者	介護予 防サー ビス業 種別	名称	所在地	廃止の届 出年月日	廃 止 日 止
四三の三	青森市長島 一三丁目一 の	青森市長島 一三丁目一 の	青森市長島 一三丁目一 の	青森市長島 一三丁目一 の				介護予 防サー ビス業 種別	ピリーブ センター ケア	八戸市八 丁目八の 家	平成 二五・七二九	平成 二五・九二〇
シリリ防介 ヨテハ通護予 ン一ビ所予	具福特 販祉予定 売用防介	与用防介 具福祉予 貸貨社予	看防介 護訪護 問問予	護入防介 浴訪護 介問予				介護予 防サー ビス業 種別	ピリーブ センター ケア	八戸市八 丁目八の 家	平成 二五・七二九	平成 二五・九二〇
四三の三	八戸市八 丁目八の 家	八戸市八 丁目八の 家	八戸市八 丁目八の 家	八戸市八 丁目八の 家				介護予 防サー ビス業 種別	ピリーブ センター ケア	八戸市八 丁目八の 家	平成 二五・七二九	平成 二五・九二〇
	〃	〃	〃	〃				介護予 防サー ビス業 種別	ピリーブ センター ケア	八戸市八 丁目八の 家	平成 二五・七二九	平成 二五・九二〇
	〃	〃	〃	〃				介護予 防サー ビス業 種別	ピリーブ センター ケア	八戸市八 丁目八の 家	平成 二五・七二九	平成 二五・九二〇

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ弘前店

弘前市大字高田五丁目二の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇

代表取締役 成沢潤治

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年九月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリ青森店

青森市大字石江字三好一一五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条二丁目二の三九

代表取締役 似鳥昭雄

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年九月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町大字荒熊内六七の九九〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十五年九月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
テックランド弘前二号店

弘前市大字神田一丁目六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一の一

代表取締役 山田昇

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年九月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）メガ弘前城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年九月二十四日から同年十月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田光土地改良区の定款の変更を平成二十五年九月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月二十四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------